平成 25 年 2 月 19 日

各 位

株 式 会 社 ニ チ リ ン 代表取締役社長 清 水 良 雄 コード番号 5 1 8 4 大証第2部 問合せ先 取締役総務部長 森川良一 TEL (079) 252-4151

内部統制システムの整備に関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成25年2月19日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本改定の実施日は平成25年3月27日となります。(改定箇所は下線で示しております。)

記

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令遵守・企業倫理の基本姿勢を明確にし、企業としての社会的信頼に応えるため「ニチリングループ企業行動憲章」および全役職員が法令および定款を遵守した行動を実践するための「ニチリン行動規範」を定め、<u>これを周知し徹底することで、</u>コンプライアンス体制の整備・向上を図る。

取締役の職務の執行に関しては、取締役会は取締役会規則に基づく適正な運営により、取締役の職務執行を監督するとともに、取締役相互の意志疎通を図り、法令および定款への適合を確保する。また、取締役会の運営および取締役の職務執行に関する社外取締役および監査役からの意見には適切に対応し、その有効性確保を図る。

使用人の職務の執行に関しては「コンプライアンス委員会」により、法令および定款の遵守について継続的な<u>実効性のある</u>啓蒙・教育活動を行うとともに、法令等の違反または違反の恐れのある行為について<u>社内のほか、当社から独立した外部の</u>通報窓口を設け、<u>これを周知し徹底することで、コンプライアンス意識の徹底を図る。</u>また、内部監査室は、業務の監査を通じて法令等への遵守状況を監視する。

なお、全役職員は「ニチリングループ企業行動憲章」ならびに「ニチリン行動規範」に従い、法令および定款を遵守するとともに、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力との関係を遮断し不当な要求等には毅然とした態度でこれを排除する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令で定められた議事録等の文書をはじめ取締役の職務の執行に係る情報について「文書管理規定」に基づき、定められた期間につき適切かつ確実に保管し、その閲覧を可能な状態に維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営目標を大きく妨げると予測される全社的なリスクの管理については「経営会議」において行う。品質・環境・安全等のリスク管理については、各委員会により専門的な立場からモニタリングを含め遂行する。

また、各部門は、所轄業務に関する規定類の整備、教育の実施、リスクの洗い出し、継続的な改善活動を通じてリスク管理に取り組む。

更に、犯罪・事故・自然災害などの緊急事態が発生した場合の対処方法、緊急事態後の修復方法は「危機管理マニュアル」に定め、損害の最小化に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、法令で定められた事項および経営の基本方針など経営に関する重要 事項の決定と取締役の職務執行状況の監督等を行う。<u>また、取締役会は「中期経営計画」「短期経</u> 営計画」の策定により、全役職員が共有する全社的な目標を設定する。

<u>更に、当社は、執行役員制度を導入し、執行役員に業務執行権限を与えることにより、取締役が</u> 経営の重要な意思決定および業務執行状況の監視、監督に注力することで、取締役の職務執行が効 率的に行われることを確保する。

取締役および執行役員をもって構成される「経営会議」において、取締役会から委譲された事項、 社内規定の制定・改定に関する事項を決議するとともに、経営方針の具体化や事業環境の分析、な らびに各部門の重要情報の共有化を図り、的確かつ迅速な意思決定に資する。

各部門は、経営会議で定められた「組織・分掌・権限マニュアル」に則り、実施すべき具体的な 施策を決定、実行することで、業務の効率化を図る。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、グローバルな視点に立った経営を推進するとともに、公正・透明な経営を行うことにより、株主・取引先から高く評価され、社会からも信頼される企業グループを目指すことを基本方針とする。

この方針に従って、当社および子会社は、法令遵守体制・リスク管理体制を整備する。

なお、トップ マネジメント カンファレンス (TMC) を設け、当社グループ全体での経営戦略および経営課題の共有を図る。

また、各子会社に対しては、<u>当社の</u>役員を派遣、<u>または、地域総括役員として任命し、当社から</u>の派遣取締役相互による子会社経営管理の充実を図る。なお、子会社の取締役会については、合弁会社を除き、少なくとも3ヶ月に1回の開催を求める。

グループ経営管理上の基本事項に関しては「グループ子会社管理マニュアル」により、グループの内部統制強化を図る。

更に、当社グループとして「財務報告に係る内部統制」体制を整備し、その適切な運用・管理を 図る。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査役がこれを置くことを求めた場合には、当該使用人の配置と人事上の独立性に関して十分な配慮を行う。

なお、内部監査室は、監査役との連携を密にする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、法令で定められた事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を 及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上の重要な事項について監査役に報告する。 また、コンプライアンスに関する通報窓口として監査役への通報も可能とする。

なお、監査役が重要な意思決定の過程、業務の執行状況を把握するために、重要な会議への出席 および稟議書その他の業務執行に関する重要な文書の閲覧を確保する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社および子会社の取締役・使用人は、監査役会の監査計画を十分に認識し、監査役による各部門および各子会社への監査、その他ヒアリングなどの監査活動に協力する。

また、代表取締役は監査役と定期的に意見交換を実施する。